

- 2 様式1の備考1から3まで、5、6、9、13及び16から19まで並びに様式第2の備考1及び3から6までと同様とする。この場合において、様式第2の備考6中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

c 印鑑変更届

例施規様式第4（第4条関係）

<p style="margin: 0;">印 鑑 変 更 届</p> <p style="margin: 0;">(平成 年 月 日)</p>	
<p style="margin: 0;">特許庁長官 殿</p> <p style="margin: 0;">1 印鑑を変更する者</p> <p style="margin: 0;"> 識別番号</p> <p style="margin: 0;"> 住所又は居所</p> <p style="margin: 0;"> 氏名又は名称</p> <p style="margin: 0;"> 新印鑑</p> <p style="margin: 0;">2 代理人</p> <p style="margin: 0;"> 識別番号</p> <p style="margin: 0;"> 住所又は居所</p> <p style="margin: 0;"> 氏名又は名称</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 20px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ㊥ </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ㊥ 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">識別ラベル</div> </div>

〔備考〕

- 1 「印鑑を変更する者」の欄の四角の枠内には、特許法施行規則第1条第3項（第61条第1項及び実用新案法施行規則第23条第1項、意匠法施行規則第19条第1項及び商標法施行規則第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする新印を押さなければならない。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、13から19まで並びに様式第2の備考1から3まで同様とする。

5 識別ラベルをはり付けることによる押印の省略

手続をする者（その者の代理人を含みます。）が、その手続に係る書類に特許庁長官が交付したその者の識別ラベルを、特例法施行規則、特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は現金手続省令の様式で定めるところにより、はり付けた場合には、押印を省略することができます（例施規5(1)）。